

会議傍聴報告書

会 議： ISSB 会議（2022年11月）

日 時： 2022年11月15日（火）～16日（水）

報 告 者： サステナビリティ基準委員会 専門研究員 吉村 航平

ISSB 会議（2022年11月）傍聴報告

日時：2022年11月15日（火）～16日（水）

スケジュール：別紙参照

2022年11月15日及び16日に、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）のボード会議が開催された。11月のISSBボード会議では、次の項目が議論された。

- サステナビリティ開示タクソノミ
- 全般的要求事項（S1 基準）：比較情報及び更新された（updated）見積り
- 気候関連開示（S2 基準）：戦略及び意思決定並びに気候関連の目標
- 横断的事項：現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）並びにつながる情報
- 全般的要求事項（S1 基準）：報告の時期

【11月15日（火）】

サステナビリティ開示タクソノミ

（背景）

IFRS財団は、公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』」（S1基準案）及び公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」（S2基準案）に基づき、2022年5月にIFRSサステナビリティ開示タクソノミのスタッフドラフトを公表した。コメント期間は2022年9月30日に終了し、寄せられたコメントについての分析を実施した。

（今回の会議における主な論点）

コメント・レター、サーベイへの回答及びアウトリーチからのフィードバックを含め、スタッフドラフトに対して寄せられたフィードバックの要約が共有され、その内容について意見交換を行った。

（主な暫定決定事項）

ISSBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

ISSBは、スタッフ・リサーチ及びフィードバックを検討し、公開協議に向けてIFRSサステナビリティ開示タクソノミの提案を開発する予定である。

全般的要求事項（S1 基準）：比較情報及び更新された（updated）見積り

（背景）

ISSBは、2022年10月のISSBボード会議において、更新された（updated）見積りを反映した比較情報の開示を企業に要求するというS1基準案の提案に関連するトピックを、再審議計画に追加することを暫定的に決定した。

S1基準案第64項では、更新された（updated）見積りを反映した比較情報について、以下の要求事項が含まれている。

サステナビリティ関連財務開示を提供する場合、企業は、更新された（updated）見積りを反映した比較情報を開示しなければならない。企業は、前期に報告した情報と異なる比較情報を報告する場合、以下を開示しなければならない。

- (a) 前期に報告された金額と、比較対象の更新された金額との差額 及び
- (b) 金額が更新された理由

（今回の会議における主な論点）

更新された（updated）見積りを比較情報に反映しなければならないとする当該要求事項について議論を行った。

（主な暫定決定事項）

ISSBは、以下のことを暫定的に決定した。

1. S1基準案第64項に示された要求事項案を修正し、更新された（updated）見積りを反映して比較情報を見直す（revise）という要求事項の適用対象を限定する（limit）。これにより、当該要求事項は、過去の報告期間に開示された当該期間についての見積りに適用され、当該期間に開示された将来予測的な（forward-looking）見積りには適用されないことになる。
2. 例示的ガイダンスを提供し、企業が要求事項を適用することを支援する。そのようなガイダンスには、以下を含める場合がある。
 - (1) 更新された（updated）見積りを反映するために比較情報を見直す（revise）ことを企業が要求されることになる場合及び要求されないことになる場合の例示
 - (2) 更新された（updated）見積りを反映するために見直し後の（revised）比較情報を表示する方法の例示及び説明。並びに
 - (3) 企業が比較情報を見直す（revise）ことを要求されることになる以下の3つの場合を区別するための説明

- ① 更新された（updated）見積りを反映する場合
- ② 再定義又は置き換えられた指標又は目標を反映する場合
- ③ 誤謬を訂正する場合

（今後の予定）

ISSBは、以下のことを検討する予定である。

1. 具体的な文案の変更を行うことにより、S1 基準案第 64 項における要求事項を明確にすること、及び
2. 企業が要求事項を適用するのを支援するためのガイダンスを開発すること

【11月16日（水）】

気候関連開示（S2基準）：戦略及び意思決定並びに気候関連の目標

（背景）

2022年10月のISSBボード会議において、相互運用可能性（interoperability）の観点から排出目標について議論された。その結果、公開草案において提案された異なる2種類の気候関連の目標（企業が気候関連のリスク及び機会の諸側面に対処するために設定する目標（S2基準案第13項(a)）、及び低炭素経済への移行における排出目標（S2基準案第13項(b)））を明確にすることが暫定的に決定された。

（今回の会議における主な論点）

ISSBスタッフから以下の事項についての提案が行われ、その内容について議論が行われた。

- 戦略及び意思決定（S2基準案第13項）並びに気候関連の目標（S2基準案第23項）で提案された要求事項の確認及び明確化
- 移行計画（S2基準案第13項(b)）に関する追加の要求事項の導入
- 気候関連の目標（S2基準案第23項）に関する追加の要求事項の導入

（主な暫定決定事項）

ISSBは、以下のことを暫定的に決定した。

1. 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略及び意思決定、低炭素経済への移行計画並びに気候関連の目標にどのような影響を与える（affect）かを開示するという、S2基準案第13項及び第23項の要求事項案を確認した上で明確にする。
2. 企業が移行計画を開発するにあたり、前提とした仮定（assumptions）及び識別した依存関係（dependencies）を開示することを要求する。
3. 企業が、仮定（assumptions）が満たされなかった場合の企業の移行計画への影響（implications）を開示するという要求事項は導入しない。
4. 企業が、気候関連の目標についての追加的な情報を開示することを要求する。これには以下を含む。
 - (1) 企業の目標の範囲
 - (2) 企業の排出目標において対象とする温室効果ガス及び排出スコープ

- (3) S2 基準案第 23 項の要求事項を適用する際に、どの気候変動に関する国際協定（international agreement on climate change）を参照しているか

（今後の予定）

ISSB は、企業の気候関連の目標を、気候変動に関する最新の国際協定（latest international agreement on climate change）と比較するという、S2 基準案における要求事項案についてさらに議論を行う予定である。

ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案における提案の再審議を継続する予定である。

横断的事項：現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）並びにつな がりのある情報

（背景）

ISSBは、2022年9月のISSBボード会議において、S1基準案及びS2基準案に関連する再審議トピックの1つに「サステナビリティ関連及び気候関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）」を含めることを暫定的に決定した。

S1基準案第22項及びS2基準案第14項では、報告の時期について以下の要求事項が含まれている。

S1基準案第22項

企業は、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）、並びに、短期、中期及び長期にわたり予想される（anticipated）影響（effects）（サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に含まれているかを含む）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、そうすることができない場合を除き、定量的情報を開示しなければならない。企業は、定量的情報を提供することができない場合、定性的情報を提供しなければならない。

S2基準案第14項

企業は、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会が、報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）、並びに、短期、中期及び長期にわたり予想される（anticipated）影響（effects）（気候関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に含まれているかを含む）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、そうすることができない場合を除き、定量的情報を開示しなければならない。企業は、定量的情報を提供することができない場合、定性的情報を提供しなければならない。

（今回の会議における主な論点）

当該再審議の一環として、ISSBスタッフより、以下を説明する開示の例が示され、その内容について議論を行った。

- サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）について、要求される定量的情報の種類

- 定量的情報が提供できない場合に、サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）について、要求される定性的情報の種類
- 財務的影響（effect）を個々のサステナビリティ関連のリスク及び機会に帰属させることができない場合に、要求される情報の種類
- つながりのある情報の要求事項について、要求される情報の種類

（主な暫定決定事項）

ISSBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

ISSBは、現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）並びにつながりのある情報についての要求事項案に関するスタッフ提案（企業が要求事項を適用するのを支援するためのガイダンスの開発を含む）について検討を行う予定である。

全般的要求事項（S1 基準）：報告の時期

（背景）

ISSB は、2022 年 9 月の ISSB ボード会議において、S1 基準案に関連する再審議トピックの 1 つに「報告の頻度」を含めることを暫定的に決定した。S1 基準案第 66 項では、報告の時期について以下の要求事項が含まれている。

企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。

（今回の会議における主な論点）

関連する財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務開示を報告しなければならないとする当該要求事項に関して議論を行った。

（主な暫定決定事項）

ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

1. 関連する財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務開示を報告するという要求事項案を確認する。
2. 財務諸表よりも後にサステナビリティ関連財務開示を報告することを容認する、短期間の経過措置（short-term transitional relief）を導入する。
3. この経過措置（transitional relief）の一部として、年度の（annual）サステナビリティ関連財務開示を、上半期／第 2 四半期の業績報告（earnings reporting）と同時に報告することを容認する。

（今後の予定）

ISSB は、要求事項案の再審議を継続し、以下についてのスタッフ提案を検討する予定である。

1. 年度の（annual）サステナビリティ関連財務開示を、企業の上半期／第 2 四半期の業績報告（earnings reporting）と同時に報告することを容認するための短期間の経過措置（short-term transitional relief）をどのように表現する（articulate）か
2. この救済措置について、S1 基準の発効日後、どれだけの期間利用可能（available）とするか

以 上

別紙 スケジュール

11月15日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
13:00-14:00	サステナビリティ開示タクソノミ — IFRS サステナビリティ開示タクソノミのスタッフ草案に対するフィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー7） （予定 60分→67分）
14:00-14:15	休憩
14:15-15:45	全般的要求事項（S1 基準） — 比較情報及び更新された（updated）見積り（アジェンダ・ペーパー3B） （予定 90分→63分）

11月16日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:15-12:45	気候関連開示（S2 基準） — 戦略及び意思決定並びに気候関連の目標（アジェンダ・ペーパー4） （予定 90分→90分）
12:45-14:00	休憩
14:00-16:00	横断的事項 — 現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）並びにつながりのある情報（アジェンダ・ペーパー3A, 4B） （予定 120分→90分）
16:00-16:15	休憩
16:15-18:15	全般的要求事項（S1 基準） — 報告の時期（アジェンダ・ペーパー3C） （予定 120分→90分）

以上